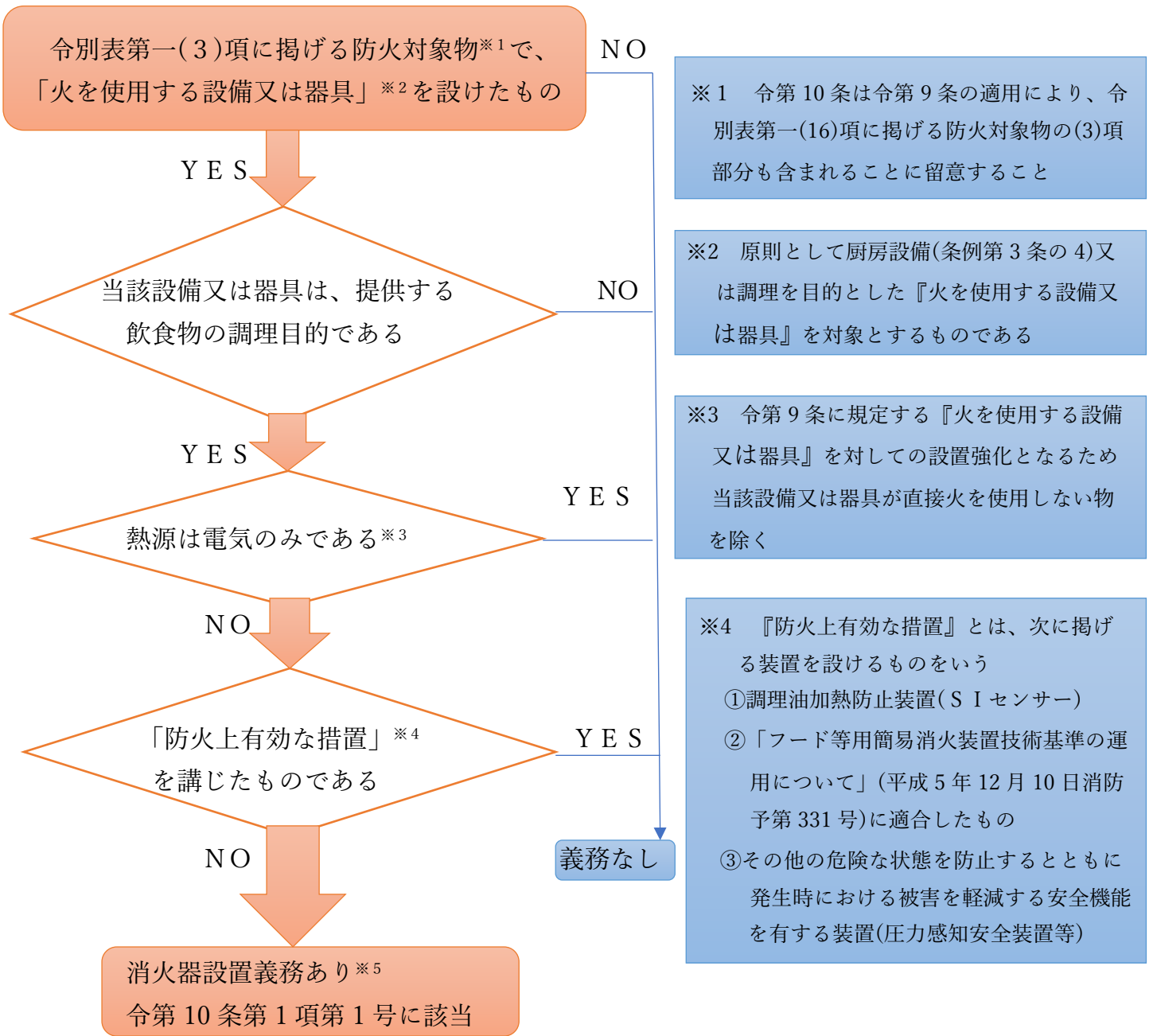


飲食店の消火器設置基準に伴うフローチャート



※5 該当となる防火対象物については、次に掲げる事項に留意すること

- ①小規模特定飲食店等(令第10条第1項第1号ロに掲げる防火対象物であって、延面積が150㎡未満のものは規則第6条第5項各号に掲げる防火対象物又はその部分を除き、消火器具の能力単位の加算を行わないこと
- ②火を使用する設備又は器具が設けられた階のみに消火器の設置が必要であること
- ③設置後、6ヶ月ごとに定期点検を行い、1年に1回消防用設備等点検結果報告書による報告を必要とする